

社会福祉法人さくらんぼ会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくらんぼ会（以下「法人」）の役員に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事、評議員及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

(理事長の報酬)

第4条 法人の業務及び法人が運営する施設の運営のための業務を行う理事長に対して、別表2により報酬及び交通費を支給することができる。

(理事及び評議員の報酬)

第5条 理事及び評議員が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務にあたった場合は、別表3により報酬及び交通費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により旅費を支給することができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

名 称	報 酬	交通費
理事会、評議員会出席	2, 6 0 0 円	旅費規程第 1 2 条により支給

別表 2（第 4 条関係）

名 称	報 酬	交通費
理事長業務報酬等	2, 6 0 0 円	旅費規程第 1 2 条により支給

別表 3（第 5 条及び第 6 条関係）

名 称	報 酬	交通費
理事及び評議員 業務報酬等	2, 6 0 0 円	旅費規程第 1 2 条により支給
監事業務報酬等	2, 6 0 0 円	旅費規程第 1 2 条により支給

別表 4（第 7 条関係）

旅費及び日当	旅費規程適用
--------	--------